## 労働安全衛生関係の一部の手続の 電子申請が義務化されます

## 2025年1月1日より以下の手続について、 電子申請が原則義務化されます

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

## 義務化されるもの以外にも...

- 足場/局所排気装置等の設置・移転・変更届 (労働安全衛生法第88条に基づく届出)
  - 特定化学物質など各種特殊健康診断結果報告 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak unitsuite/bunya/koyou\_roudou/rou
- 特定元方事業者の事業開始報告

など多くの届出等が電子申請可能です

doukijun/denshishinsei.html

電子申請の詳細は こちらからご確認ください。

電子申請をご利用いただくと、労働基準監督署へ来署せず に手続きすることができます。

- 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
- スマホやタブレット、パソコン上だけで手続きが完了
- 電子署名・電子証明書の添付は不要

ぜひ電子申請をご利用ください!



